

千歳市、恵庭市内における ドローン規制法適用対象施設



引用：国土地理院地図

上記  の施設及びその周辺おおむね300メートルの地域上空は、ドローン規制法(※)によりドローン等の飛行が規制されています。

※重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

- 上記施設の区域及びその周囲の地域の上空でドローン等を飛行させる場合は**その施設の管理者等からの同意を得る必要があります。**
※同意を証する書面の交付を受ける必要があります。
- **飛行の48時間前**までに千歳警察署を經由又はオンライン申請によって**北海道公安委員会に申請する必要があります。**
※詳しくは警察庁及び北海道警察のホームページをご覧ください。
- 上記法律とは別に、**飛行の態様によっては「航空法」で規制される場合**もあります。
※予め国土交通省のホームページなどの確認をお願いします。